

意匠登録出願に係る今後の実務運用の在り方（案）

1. 背 景

新技術による社会変革、グローバル競争の激化、及び製品のコモディティ化が進む中、我が国企業の産業競争力強化のために、デザインが果たす役割は一層重要なものとなってきている。よって、デザインの保護の役割を担う意匠制度について、意匠権の明確性を確保しつつも、出願実務上の負担を極力軽減し、簡便で使いやすい制度とすることにより、新たな創作を促す最良の環境を整備することが喫緊の課題となっている。

経済産業省・特許庁が 2017 年 7 月から本年 5 月まで開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」報告書別紙においては、図面等の記載要件について、「国際意匠登録制度や外国の意匠制度との調和を意識しつつ、図面要件の緩和について、部分意匠の取扱いも含めて検討を進めるべきではないか」との提言がなされている。

また、本年 8 月 6 日に開催された、第 6 回産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会においても、「現行制度においては出願に係る意匠について、原則物品全体の形態を開示しなければならない、ユーザーからは図面の記載要件の緩和を望む声が寄せられている。図面の記載要件の緩和に向け、意匠審査基準ワーキンググループにおいて省令等の見直しの検討を進めるべきではないか。」とされている。

加えて、2015 年 5 月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願（以下、「国際意匠登録出願」という）についての運用開始、同 12 月に創設された ID5（意匠五庁会合）に基づく種々のプロジェクトの遂行等に照らし、意匠登録出願の実務運用について、国際協調を意識した見直しの必要性も高まってきている。

そこで、今後の我が国の意匠登録出願の実務運用の在り方について、意匠権の明確性を確保しつつ、より簡便で実効力の高い権利取得環境を実現するための対応の方向性について、本ワーキンググループにおいて検討を行う。

2. 検討事項

現在、上記の意匠制度小委員会において、産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方の検討が行われている。

そこで、本ワーキンググループにおいては、上記背景に照らした今後の意匠登録出願の実務運用の在り方について、早急に対応が必要であり、かつ、法改正以

外の事項であって、上記意匠制度小委員会における審議を待たずに検討を開始することが可能な課題から検討を行う。具体的には、(1) 願書及び図面等の記載要件の簡素化、(2) 意匠審査基準に関するその他の見直し事項 (①「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し、②一意匠の考え方の明確化、及び③組物の意匠制度の運用の見直し) から検討を行う。

その他の課題については、意匠制度小委員会における検討の結果等に照らし、追って引き続き検討を行う。

(1) 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方 (意匠法施行規則様式第 2、同第 6、意匠審査基準 21.1.2、同 71.4.1.2 関連)

我が国の現行法令が規定する願書及び図面等の記載要件は、原則として意匠に係る物品全体の開示を求めている。これは、登録意匠の範囲を客観的かつ明確に特定することを可能とするものである一方、意匠の創作の内容を具体的に特定できる場合であっても、創作した部分以外を含む物品全体が開示されていないときは、方式指令や拒絶理由の対象となるケースを生じさせている。

この傾向は、特に我が国制度に不慣れなユーザーや、我が国を指定した国際意匠登録出願において顕著であり、我が国が発出した拒絶通報においては、意匠の開示が不足し、意匠が具体的でないとするものが最も多くなっている。一方、これら拒絶理由通報を発した出願が他の指定国では問題なく登録されるケースがあるとの指摘もあり、国際協調の面からも、意匠の開示に関する図面等の記載要件の見直しが喫緊の課題となっている。

そこで、本ワーキンググループにおいては、意匠権の明確さを維持しつつ、創作の実態に則した意匠の開示に関する要件について、部分意匠の取扱いも含めて、その対応の方向性について検討を行う。

(2) 意匠審査基準に関するその他の見直し事項

① 「意匠に係る物品」の欄の記載に係る審査の見直し (意匠審査基準 51.1.2.1 関連)

現行の意匠審査基準においては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切なものの例¹を示している。これらは、出願に係る意匠が登録された際の、登録意匠の範囲の明確性の確保に資するものとなっている。

一方、例えば意匠審査基準上不適切な例としている「色彩に関する名称を付したもの」についてみると、図面において赤色の花瓶を表し、意匠に係る物品

¹ 意匠審査基準 51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例」の項においては、例えば以下の各記載を不適切な記載としている。(以下該当箇所を一部抜粋)

- ①構造又は作用効果を付したもの (例、何何装置、何何方法)、
- ②省略された物品の区分 (例、8 ミリ)、
- ③形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの、
- ④材質名を付したもの (例、何何製)

の欄に「赤い花瓶」と記載した場合のように、意匠の特定において問題が生じない場合も存在する。そこで、「意匠に係る物品」の欄の記載に関する意匠審査基準上の規定について、意匠の明確さを確保しつつも、見直しを行うべき点がないか検討を行う。

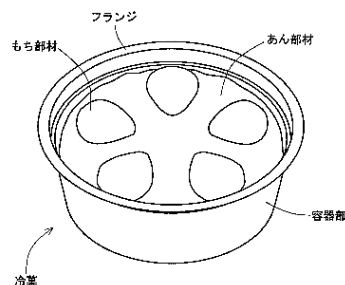
② 一意匠の考え方の見直し及び明確化（意匠審査基準 51.1.2.2、同 71.7.1.2 関連）

我が国意匠法は一意匠一出願の原則を有し、意匠登録出願は経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない（意匠法第 7 条）と規定している。

当該「意匠ごとに」との要件について、現行意匠審査基準においては、その原則²が記載されているものの、具体的な判断基準については明記されていない。当該要件の判断について、今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した、より柔軟な判断を求める声もある。

そこで、一意匠の範囲について、判断基準の見直しと、明確化について検討を行う。

審査・審判において多意匠と判断され、審決取消訴訟（知財高判平 28.9.21 最高裁 HP）（平成 28 年（行ケ）第 10034 号）において一意匠と認められた容器付冷菓



意匠登録第 1571832 号

③ 組物の意匠制度についての運用の見直し（意匠審査基準 第 7 部第 2 章、同別添「組物の構成物品表」関連）

現行制度において組物の意匠として意匠登録を受けることができるものは、意匠法施行規則第 8 条³の規定により意匠法施行規則別表第 2 に列挙された 56 の組物に限られている。当該各組物について、これらの構成物品について

² 意匠審査基準 51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

(1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
(2) 二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものを含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

³ 意匠法施行規則第 8 条 意匠法第 8 条の経済産業省令で定める組物は、別表第二のとおりとする。

は、現行の意匠審査基準上、同基準別添「組物の構成物品表」に記載されたものでなければならないとしている。

この「組物の構成物品表」は、組物の意匠の構成物品の適切性の判断において、審査運用の明確性と安定性に資するものである一方、多様化する意匠創作の実態、及び製品流通の態様に則していないとの指摘もある。そこで、当該組物の構成物品の適切性に関する判断基準の緩和について検討を行う。

以上